

AWAJI POLICE STATION NEWS

淡路警察署だより 10月号

ひょうご防犯ネット

防犯情報等配信システム

犯罪情報や防犯情報などをメールでお知らせします
support@police.pref.hyogo.lg.jp
への空メール送信で簡単登録！

兵庫県警察ホームページ

兵庫県警察を紹介

県警からのお知らせなど役立つ情報を発信中！

兵庫県警察

検索



指名手配被疑者の捜査強化

～犯罪捜査にご協力を～
～あなたの情報が安心な社会をつくれます～

兵庫県警察では、組織を挙げて、暴力団の壊滅、重要凶悪事件の徹底検挙、特殊詐欺対策の推進等に取り組んでおり、県民の皆さんの安全で安心な生活確保に日々努めています。

令和3年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者を始めとして、約570人に上っています。

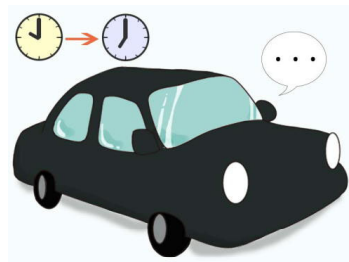
これらの者は、殺人や強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配され、再び犯行を行うおそれもあることから、全国警察の総力を挙げて、その早期検挙に取り組んでいますが、その発見に向けた捜査活動には、

「不審な車が駐まっている。」

「手配写真に似た男がいる。」

といった通報など、県民の皆さんのご協力が必要です。

指名手配被疑者に関することなら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの警察署、交番、駐在所又は110番に通報してください。



暴力団の違法な活動に関する情報の積極的な通報と

暴力団犯罪被害の早期届出の推進

～暴力団のいない安全で安心な社会の実現～

暴力団に関する相談・通報・被害の届出

暴力団からの被害にあったり、見たり聞いたりしたときには、**県内各警察署**へ届けるか、下記の警察署などに設置されている無料ダイヤル「暴力110番ヤクザゼロ」又は、(公財)暴力団追放兵庫県民センター(暴追センター)の常設暴力相談所へご相談ください。

警察関係 (受付時間：休日等関係なく24時間)	
本部暴力団対策課	0120-20-8930
生田警察署	0120-21-8930
尼崎南警察署	0120-22-8930
明石警察署	0120-23-8930
姫路警察署	0120-24-8930
豊岡警察署	0120-25-8930
洲本警察署	0120-26-8930



暴力団追放兵庫県民センター関係 (受付時間：平日の午前10時～午後4時)	
神戸暴力相談所	神戸市中央区下山手通5丁目4-1 (兵庫県警察本部内) (078) 362-8930
尼崎暴力相談所	尼崎市東難波町5丁目21-8 (兵庫県尼崎総合庁舎内) (06) 6481-8930
姫路暴力相談所	姫路市北条1丁目98 (兵庫県姫路総合庁舎内) (079) 222-8930

- ※ 加古川暴力相談所は、令和3年4月1日に姫路暴力相談所と統合しました。
- ◇ 暴力相談所(無料)では、専門的知識経験を有する相談員(警察OB)が相談内容に応じて適切な助言を行っています。警察署等への相談にためらいがある場合には、上記相談所へ相談することをおすすめします。
- ◇ **ひとりで悩まず、まず相談!**

相談・通報・被害の届出にあたって

警察は、被害者等の供述や提出された証拠品に基づき、犯人の逮捕や相手の不当な行為を止めさせる中止命令などの行政処分を行いますので、届出にあたっては、「いつ、どこで、誰が、どのような行為をしたか」を詳しくお聞きしていきます。

そのために…

1 日時、場所の特定

被害などを受けた日時、場所を特定する必要があります。

2 相手を特定

相手の団体名、氏名、人数、携帯電話番号や車のナンバーなどの、相手を特定する情報を記録しておいてください。

3 要求、脅し文言などの特定

原因は何か、要求は何か、どのような脅し文言があったのか、記憶に頼ることなく記録しておくことが大切です。

4 証拠資料の提出

相手を使用した書類、名刺などについて、証拠品として提出していただく場合がありますので、むやみに触ることなく袋に入れるなどして保管しておいてください。

- 団体名、氏名、車など相手を特定する情報の記録
- 要求内容や具体的な言動等を忘れず記録
- 書類や名刺などはむやみに触らず保管



被害は必ず警察へ！

警察への早い届出や相談が、問題解決の一番の近道です。

暴力団員等から脅しや暴力などの被害を受けたり、悪事を見たり聞いたりしたときは、すぐに警察へ届けてください。

また、暴力団員相手の民事上のトラブルに巻き込まれたときも、迷わず警察へ相談してください。

※ 今まさに被害に遭った、犯行を目撃したなど、急を要する場合は直ちに110番してください。



特殊詐欺の被害防止



特殊詐欺の犯人は様々な方法で、あなたの財産を狙っています。

- 個人情報や暗証番号を他人に教えない。
- 通帳やキャッシュカードを他人に渡さない。
- 「電話でお金の話」は詐欺！

不審な電話はすぐに110番通報、淡路警察署又は#9110へ相談を。

女性に対する暴力防止対策の推進

～あなたをストーカー・DV被害から守ります～

ストーカー及びDV事案は、行為がエスカレートして、凶悪事件に発展するおそれがあるので、早い段階で警察等の相談窓口にご相談することが大切です。

兵庫県警察では、被害者の保護等をより一層推進させるため、毎年11月12日から

25日の間を「女性に対するストーカー及び配偶者等暴力対策の推進強化期間」と定め、被害の未然防止や女性に対する暴力被害の早期届出、相談の促進等について、広報啓発活動を進めます。

ストーカー被害者の方へ

被害者の安全確保のため、警察が行為者に対して警告等の行政措置、又は検挙措置を講じ、状況に応じた対応策のアドバイスなど、必要な援助を行います。



DV被害者の方へ

配偶者等からの暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所に保護命令の申立てを行うことができます。

また、警察は被害者への再被害、被害拡充防止を目的に、加害者への指導警告や検挙措置を講じるほか、安全確保のために必要な援助を行います。

110番通報登録制度について

ストーカーやDV事案等の被害者の住所・氏名・電話番号等をあらかじめ通信指令システムに登録しておく制度です。

登録しておくことで、110番通報したときに、ストーカーやDV事案の被害者であることがわかるので、通報時間の短縮と現場に向かう警察官への速やかな指示ができます。



児童虐待の防止と子供の性被害撲滅
～児童虐待の早期発見にご協力を！～
～地域で児童を守りましょう～

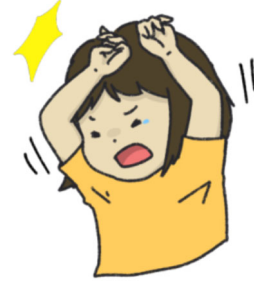
児童虐待ってどんなこと

保護者（親権を行う者、未成年者後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が、その監護する児童（18歳に満たない者）に対して行う次のような行為をいいます。

■ 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいいます。
例えば、

- 首を絞める、殴る、蹴る
- 激しく揺さぶる
- 熱湯をかける、溺れさせる
- 縄などにより拘束する
- タバコの火を押しつける
- 投げ落とす、逆さ吊りにする
- 異物を飲ませる
- 冬、戸外に閉め出す



など。

■ 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせることをいいます。

例えば、

- 児童に対し淫行する
- 性的暴力、性的行為を強要・教唆する
- 性器や性交を見せる
- 児童ポルノの被写体にする
- 性器を触る又は触らせる



など。

■ 怠慢又は拒否（ネグレクト）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待の放置、その他保護者として監護を著しく怠ることをいいます。

例えば、

- 乳幼児を家に残したまま長時間外出する
- 乳幼児を家の中に長時間放置する
- 着衣を長期間着替えないなどひどく不潔なままにする
- 適切な食事を与えない
- 病気になっても医師に診せない
- 児童が学校に登校する意思があっても登校させない



など。

■ 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者などに対する暴力、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

をいいます。

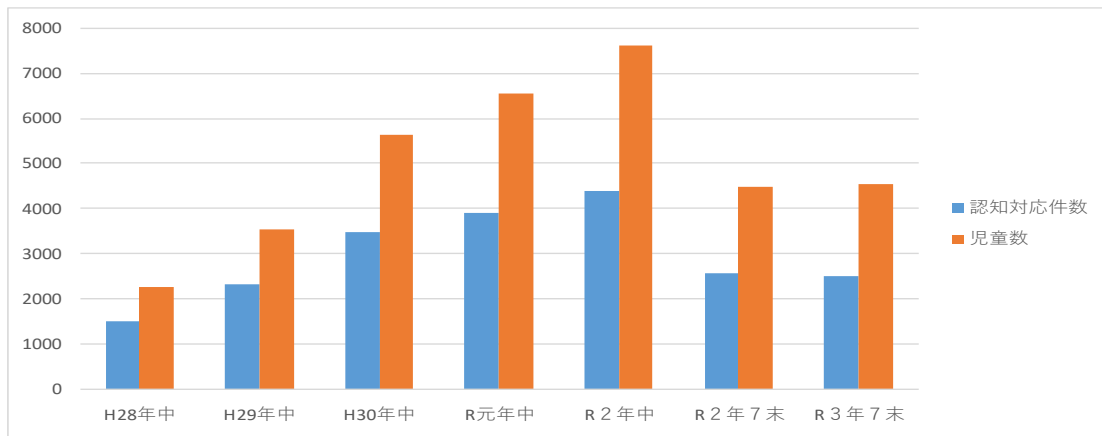
例えば、

- 暴力的な言動により児童を脅す
- 他の兄弟姉妹と比べ著しく差別的な取扱いをする
- 「生まなければよかった。」などと児童の心を傷つけるような言動を繰り返す
- 児童の面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力を繰り返す

など。



児童虐待の取扱件数（県内）



	H28年中	H29年中	H30年中	R元年中	R2年中	R2年7末	R3年7末
認知対応件数	1496	2326	3482	3891	4377	2575	2501
児童数	2259	3549	5641	6545	7597	4468	4538

児童虐待かなと思ったら

「児童虐待の防止等に関する法律」では児童虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、速やかに児童相談所などに通告しなければなりません。

■ 地域で・・・

- 虐待行為そのものを目撃した
- たたく音や叫び声を聞いた

■ 児童の様子・・・

- 不自然な傷が多い
- 不自然な時間に出歩いている
- 衣服や身体が非常に汚れている
- いつもおなかをすかせている

■ 親の様子・・・

- 児童が、けがや病気になっても、医者に診せようとしない
- 乳幼児を置いたまま、度々外出している



など、虐待されていると思われる児童を発見したときは、こども家庭センター（児童相談所）、各市町の相談窓口、又は福祉事務所にお知らせください。